

裁判員経験者の意見交換会の議事録

- 1 開催日時 平成25年9月24日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者 松江地方裁判所 所長 山 寄 和 信（司会者）
同 裁判官 横 山 泰 造
松江地方検察庁 検察官 伊 藤 文 規
島根県弁護士会 弁護士 柴 山 慶 太
裁判員経験者は，着席順に「裁判員経験者1」等と表記した。
- 4 議事内容

司会者：本日はお忙しい中，裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして，誠にありがとうございます。私は松江地方裁判所の所長を務めております山寄と申します。本日は司会進行を務めさせていただきますので，よろしく願いいたします。

さて，裁判員裁判が始まりまして4年余りが経過しました。これまでに裁判員裁判に参加された皆様から参加した率直な感想や意見をお話いただき，県民の方にお伝えするということは，裁判に参加することへの不安感や負担感，といったものを軽減することにつながるものであると考えています。

また，法曹三者にとりましても，伺った御意見や御感想を今後の裁判員裁判の運営に生かして，分かりやすい裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきますたいと思いますので，率直な御意見をお聞かせいただきますようよろしく願いいたします。

なお，本日は皆様のほかに検察庁，弁護士会，裁判所からそれぞれ1名が参加しております。検察官，弁護士，裁判官の順で，一言ずつ自己紹介をお願い

します。

検察官：松江地方検察庁の次席検察官をしております伊藤と申します。本日は、よろしく願いいたします。

弁護士：法テラス島根法律事務所の弁護士の柴山です。よろしく願いします。

裁判官：松江地方裁判所の裁判官の横山でございます。各事件で裁判長を務めさせていただきました事件の折には、皆様方に変御協力いただきまして、この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。今日は忌憚のない意見をいただいて、今後の運営に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者：どうもありがとうございました。それでは意見交換を進めさせていただくことにします。最初に、本日の進行の予定について簡単に申し上げますと、初めに裁判員裁判に参加しての全般的な感想をお伺いしたいと思います。

次に、選任手続、審理、評議などに対する感想を伺いたいと思います。

そして、最後にこれから裁判員になられる方へのメッセージをいただきたいと考えております。

それでは、早速、最初のテーマである裁判員裁判に参加しての全体的な感想や印象について一言ずつお願いしたいと思います。まず、1番の方からお願いします。

裁判員経験者 1：選ばれたときはちょっと不安がありましたが、経験させていただいて随分自分に幅ができたかなと思っております。

裁判員経験者 2：参加させていただいて、いろんな経験ができたんですけども、たまたま自分が経験した事案がそうだったのか分かりませんが、少しくずぶついているというか、思ったようにはいかなかったなという部分が多かったのが印象です。

裁判員経験者 3：最初にはがきを送られてきたときに、お断りしようかどうか少し悩みましたけれども、最終的には、やはり非常に貴重な経験ができるという

ことでお受けいたしました。裁判の中では、私自身が裁判のことを過去に勉強してはいるわけでもないのですが、そういった量刑を決めていいのかどうかというのは、悩みましたけれども、貴重な経験ができたと思います。

司会者：ありがとうございました。先ほど2番の方が、何かくすぶっているところがあるとか、思ったようにいかなかったとか、そういった趣旨のことをおっしゃったと思いますが、もう少し補足していただけますか。

裁判員経験者2：自分が経験したのが、正当防衛の事案でした。裁判を経験していく上で、自分と照らし合わせてはいけないのかもしれませんが、その立場に立ってみると、量刑が過去の量刑と比べて、どうしても裁判員裁判になると厳罰という意識が高かったのが、量刑を重くしたいという気持ちのほうが強かったこともあって、その部分でうまくいかなかったというか、思ったようには結果がという感じはありました。ただ、経験という意味ではすごくいい経験もしましたし、こういうものなんだと思いました。極端な言い方ですけども、裁判とはこういうものなんだなというのも、すごくよく分かりました。

司会者：どうもありがとうございました。

それでは、次のテーマの選任手続や審理、評議に進みたいと思います。まず、選任手続についての感想や御意見、何かございますでしょうか。例えば、選任手続の流れとか事案の概要の説明、こういった点が分かりにくいといったことはなかったかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私の場合は、書類が送られてきたときに、服装とか、もろもろを失礼のないようにと思い、どうしたらいいのか電話で聞きました。一緒に選ばれた方が、電話がかかってこなかったと言われましたけれども、私は、自分でかけて相手に対して失礼のない服装はどうかということ、参加する前の心構えとして伺いました。皆さんはそれを教えてもらえなかったから、こんな格好をして来たというようなことを言われた方もありました。

裁判員経験者3：私は、大体来た書類をよく見ていないので、記入されていたか

と思うんですけれども、こちらで選任手続が終わった後、すぐに法廷に行くようになってしまったということにちょっとびっくりしました。すぐに法廷に出るのかなという感じでしたので、少し間があるとよかったです。

司会者：それは、選任されたら、すぐに法廷へ行くということになってたということに、驚いたということですか。

裁判員経験者3：ええ、そうです。

司会者：そうですか。待ち時間の長さはいかがでしたか。選任手続が長いなど思われた方はいらっしゃいませんか。この点は、御意見はないと伺ってよろしいでしょうか。

この選任手続の期日の設定の仕方については、いろいろ考え方があり得ると思いますが、一つは、午前中に選任手続を行って、午後から審理に入るというやり方で、皆さんの場合もこのやり方だったと思いますけれども、別なやり方としては、選任手続を、例えば、午後に行って、審理はその翌日の午前中から行うというようなことも考えられると思われまます。ただ、そうすると、職務従事期間とって、裁判員の皆さんが拘束される期間がその分長くなってしまいうという問題があります。どちらのやり方がよろしいかということについて、何かお考えございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

裁判員経験者2：私もそうだったんですけれども、午前中、裁判所に入りまして、たくさんの方を見て、まあ、自分はないだろうと思って、裁判所の中を見学させていただきました。どうぞ法廷の椅子に座ってくださいと言われたので、まあ座ることもないだろうと思い、座らなかつたんですけれども、そうすると、当たってしまいました。当たってこのまますぐではないだろうという気持ちがあったので、先ほど3番の方が言われたように、少しでも時間があれば気持ちの準備もできるのかなとは思いました。でも、逆に、一度家に帰ると、冷静になり過ぎて、そのままやろうという気持ちが出なくなるのではないかと思うので、やはり、午前中選任手続をされて、その気持ちのままのほうがやりやすか

ったのかなと、後では思いました。

裁判員経験者 1：私は、浜田在住で、少し距離が遠いので、なるかならないか分からない、何人来られるか分からないので、とりあえず裁判所に来たわけです。当日は、ホテルは予約しなさいと言われてましたので、予約はしていましたが、当日、荷物をどっさり持ってきて、また持って帰ることは大変なので、一度、家に置いて、来るだけ来て、選ばれたのでそのまま裁判員をさせていただき、夜遅く10時頃家に着いて、翌日来たときは、荷物を持ってきました。あのとき、少し面接があつて、免許に受かったみたいにガタッと決まって、あれっという感じがありました。そのとき、もう決まってるのだったら、初めからあなたですよと言ってもらっていると、荷物もどっさり最初から持ってきて、当日から法廷に入るから体も少し楽だったかなというのありました。

裁判員経験者 3：私は、こちらに来て、今回の事件はこういう内容のものでしたというのを見せられて、それから多少オリエンテーションでいろいろ説明を受けたにしても、そのまま法廷に行くというのは、少し早いような気はしました。

司会者：ありがとうございました。

それで、午前中に選任手続が行われて、そこで午後すぐ審理に入ったというわけですがけれども、そういうやり方をする場合に、こういう配慮をしてもらえればよかったなど、何かお感じになった点はございますか。

特になければ、この点はこの程度にさせていただきます。

それでは、次に審理における感想や意見についてお伺いしたいと思います。

まず、冒頭陳述について、審理の最初に検察官と弁護人の双方から冒頭陳述が行われますけれども、その冒頭陳述の分かりやすさはどうであったかという点について、あるいはその長さについて、長かったとか、あるいは、詳しすぎたとか、逆に簡単すぎたのではないかなど、御意見等ありましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：特にそういう感じは受けなかったのですが、先ほど言われたよ

うに、決まってすぐ法廷に入って、いきなりこの冒頭陳述等を聞くときに、必ず難しい言葉が出ますし、事件の概要が書かれてるものを見せられましたが、はっきりと事件のイメージができなかったというのがあります。けれども、準備していただいた資料等に関しては、すごく見やすかったというのと、色分けや、大事な部分は大きな文字などにされていた部分があり、分かりやすかったです。

裁判員経験者 3：審理を通して、検察官の方と弁護士が双方に立場の違う内容で、今回の事件について御説明をされてましたが、私が裁判を通して感じたいなど思ったのは、被告人の、今回大きな事件を起こしたことに対する反省です。ただ、私の感じたところと言いますと、被告人が反省していたのは今回の大きな事件を起こしてしまったことへの反省であって、実際には、過去の生活態度であったりとか、また、今回の事件を起こしてしまったことについては、過去の小さいいろんなものの積み重ねが大きなものを起こしてしまったということだと思っんですけども、そういうことに対しての反省というのは、余り感じられなかったということです。だから、起こした事件に対しては、非常に反省されていたように感じるのですが、過去の生活態度などに対する反省をしてるなというような感じがしませんでした。

司会者：そうですね。3番の方が担当された事件は、争いのない自白事件でしたか。

裁判員経験者 3：争いはなかったです。

司会者：その場合に、審理の初めのほうで冒頭陳述とあって、検察官と弁護人が、それぞれ自分たちの主張を述べる場面があったと思うのですが、それをお聞きになった感想や御意見として、その分かりやすさとか、あるいは争点は何であるかよく理解できたかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

時間が経ってますから、余り御記憶ないでしょうか。

裁判員経験者 3：そうです。ごめんなさい。

司会者：時間経ってますからね。では結構です。

1 番の方は、いかがですか。

裁判員経験者 1：私は、裁判員の立場で見させてもらう形になったのですが、素人の私たちがそこにおいて、検察官や弁護人の主張をされるとき、結構早口に感じました。え、えって感じで聞き取ってたのですが、段々聞き取るのに慣れてきて、言われてることは分かりますが、やはり難しい言葉もありました。

司会者：今おっしゃったのは、書類を読み上げたりするのが少し早口だったということですか。

裁判員経験者 1：ええ、最初の書類は見ながら聞いてますので、聞き取りはできました。

司会者：その冒頭陳述が分かりやすかったかどうかという点で、あるいは、分かりにくかったということでもいいんですけども、具体的な内容としては、どういった点が挙げられるでしょうか。皆さんのお手元には書面が配られるわけですが、書面を御覧になって分かりやすかったということか、あるいは、説明をお聞きして分かりやすかったかどうか、あるいはその両方かどうか。その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：両方がないと多分、分かりづらかったと思いますし、準備されていた資料等も分かるように準備していただいているなというのは感じました。

ただ、やはり、それを見てるだけでは、まず分かりませんし、説明がきちんとされて、その上で、分からないところを評議室に戻って裁判官の方たちに聞いて、補足してもらうなどして、少しずつ理解ができたかなと思います。

司会者：2 番の方が担当された事件は、正当防衛が問題になった事件ですね。

裁判員経験者 2：はい、そうです。

司会者：そうすると、いろいろと争いがあり、書面と説明と両方あって初めて分かりやすくなったという御趣旨ですか。

裁判員経験者 2：はい，そうですね。弁護士側のほうは，少し資料も少なくても，分かりづらかったわけではないですけれども，重罪だと主張する検察側のほうに対して，ただ単に正当防衛による無罪を主張する弁護側の資料が半分ぐらいしかない状態で説明されても，自分たちは初めて目を通すものなので，もう少し弁護士側も資料があってもよかったのかなと感じました。

司会者：今，ちょうどお話が出ましたけども，証拠の量がどうであったかということについての御意見，御感想をお聞きしたいと思いますが，まず，検察官から提出された証拠の量について，それぞれ担当された事件において多過ぎたとか，少な過ぎたとか，そういう印象をお持ちになった方はいらっしゃいますか。量については，あのくらいでよかったという印象でしょうか。

裁判員経験者 2：もっと写真等があるのかなと正直思っていました。私が担当したのは傷害致死の事件で，御遺体の写真など目も当てられないようなものが出てくるのかなというイメージを持っていました。しかし，そこはCGや絵のようなもので示されました。傷の箇所とか露骨に見せられるのではなく，きちんと考慮されてたということに関しては，すごく安心しました。証拠の量は，極端に少ないとは感じませんでした。もう少しあっても判断材料としてはよかったのかなと思います。しかし，検察側がこれくらいあれば十分だという判断だったと思いますので，少なかった，多かったってということはないと感じました。

司会者：今の点についてほかの方，何か御意見ございますか。よろしいですか。それでは次に，証拠調べの方法についてお伺いしたいと思います。調書を朗読したり，あるいは，検察官や弁護人からその証拠の内容について説明されるという場面があったと思いますけれども，この点についての御意見，御感想を伺いたいと思います。朗読する際の速度とか，声の大きさや説明の分かりやすさ，そういった点について何か御感想などあれば，いただきたいと思っています。

裁判員経験者 3：大丈夫でした。

裁判員経験者 1：私は60代で、ちょっと最近、耳鳴りがしていたので、少し声が聞き取りにくかったです。早口で言われたり、もぞもぞと言われたときは、ある程度口で読んだり、書面もあるので、感じ取ることはできました。裁判員には高齢の方も選任されると思いますが、聞き取りにくくても、聞き取れていないと言えない人もいると思います。私は、裁判長にもう少し大きい声で言ってあげてくださいと言ってもらったので、よかったです。

司会者：この点について、ほかによろしいですか。

それでは次に証人尋問や被告人質問について、分かりやすさはどうであったかという点についての御意見を伺いたいと思います。

まず、証人尋問について、分かりやすさという点から何か御意見ございませんか。

裁判員経験者 2：分かりやすかったかどうかと言われると、1回しか経験してないので、こんなものなのかなという気持ちはありますが、双方真っ向から違う意見を言ってる状態で、目の前で問い詰められていく姿を見ているので、何かぼろが出ないかなというような誘い方をされてると感じました。

あと、自分たちも質問したりなどしましたけれども、やはり、未経験なので的を射てないというか、必要ない質問等をしてしまったと思います。こういう質問の方が効果的だというような、資料またはテキストのようなものがあれば、もう少し楽だったかなと思います。

尋問に関しては、1回しかその場にはいないので、良かったか悪かったかというのは判断しづらいと思います。

司会者：証言の内容が理解できなかった、判断に苦しんだといった点はいかがですか。

裁判員経験者 2：そういう意味では理解できました。

裁判員経験者 1：私も鑑定人の証人の方に尋問させていただいて、自分がもしそ

うなったらと仮定して、尋ねることもできました。どういう計算をして車のスピードとかを算出するのかという点は、分かりやすかったと思います。

裁判員経験者 3：私が担当した事件は飲酒運転による危険運転致死でしたが、証人の方がお話しするのは、被告人が泥酔していたかどうかというところの証人だったと思うのですが、それよりも、被告人がすごく酒癖が悪くて、非常に暴れてどうしようもなかったというような発言もあり、被告人にすごく悪い感じの印象を受けたような気がします。そのような証言が必要だったのかどうかというところが、少し気になりました。

司会者：それは、そういう聞き方をされたということですか。

裁判員経験者 3：証言に立たれた友人の方が、被告人はすごく酒癖が悪くて、お店の中でも暴れてましたというような証言をされて、飲酒の程度を表現されたんだと思いますが、それとは別の感情を持ってしまったような気がします。

司会者：必要ないようなことまで証言したのではないかというお話しですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：そうですね。次に、供述調書を取り調べた場合の調書だけじゃなくて、できれば、証人尋問までしてほしかったとか、したほうがよかったのではないかといい御感想をお持ちになった方はいらっしゃいますか。特にそういう印象をお持ちになったことはないということでもよろしいでしょうか。

それでは証拠調べのときに、関係者の声の大きさや、証人、被告人、あるいは検察官、弁護人の話し方に問題があったのではないかと、聞き取りにくかったとか、分かりにくかったということについてはいかがでしょうか。特に気になった点はございませんか。それから、裁判員として直接、証人や被告人に質問をされたとすれば、その感想をお願いします。

裁判員経験者 1：私は危険運転致死の事件でしたが、被告人に「音楽を聞いてましたか。」とか、「メーターを見ないのですか。」ということを知りました。答えを聞いていると、人ごとのような返事が戻ってきました。事故を起こしたの

は僕ではないんだよという感じで、事故の後も反省されてるということですが、私は余り反省が感じられませんでした。

裁判員経験者 3：私も、被告人が反省してるかしていないかというのを聞いたかったのですが、やはり反省してるというのは、感じるができなかったです。

裁判員経験者 2：私が担当したのは、傷害致死の事件でした。正当防衛にあたるかどうか争点となっており、被告人と年齢が近いということもあり、自分に置きかえる部分も結構ありました。そんな中で質問をする側、される側という立場になったときに、被告人は何を言おうとしてるんだろうと思い質問をさせていただきました。出てくる言葉に反省という部分が余り感じられないということ、また、弁護士からこのように言いなさいと言われたのかもしれませんが、事務的に答えていると感じました。事件と直接的に関係のない部分に関してはすらすらと答えるけれども、事件の核心部分に近くなると、一度考えて弁護士から何を言われたかなと思いつくような態度だったので、裁判をゲームみたいに、言われたことをやる、規則的にするという感じで、本当にその事件に向かっているようには思えなかったのが印象でした。

司会者：ありがとうございました。

被告人質問で、被告人の話聞いていて、捜査段階でこの被告人はどういう話をしてたのか知りたい、供述調書の内容を知りたいとか、そういうことを思われた方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。

最後に、論告・弁論について、検察官、弁護人から最終的な意見が述べられる場面があったと思いますが、その論告や弁論についての印象や御意見、分かりやすさ、詳しさの程度といったことについて、どなたでも御意見、御感想をお願いしたいと思います。

裁判員経験者 2：自分が担当した事件は傷害致死の事件でした。前例というものがあって、その中からこれぐらいの刑が妥当であるという判断で出された求刑

なのだと思います。検察側の求刑に関して、正直驚いたというか、人が一人亡くなって、この程度の求刑なのかというような感想を持ちました。自分たちが裁判員に選ばれたということは、量刑に関して一般人の考え方を取り入れられると思っていましたので、単に裁判員制度を理解していただくということであれば、裁判員になるよりも、法廷で傍聴してればいいのかという気はしました。弁護士側については、無罪か、有罪なら減軽を主張するのだなというイメージを持ちました。

裁判員経験者 1：評議のときに、分からないところは、裁判官から説明していただき、素人の私でも納得できるような方向に導いてもらいました。判決は、被告人にとって、将来生きていくのに一番大事なことなんだという思いで、みんな話合っけて決められて、すごくよかったと思いました。

裁判員経験者 3：私はどちらかというとい検察側の求刑は、私の考えと非常に近いと思いました。弁護側については、かなり量刑を下げたいという意図が見えたので、ちょっと違和感を感じたような気がします。

司会者：それでは次に審理の日程についての御意見、御感想をお聞きしたいと思います。皆さんの場合は、第1回公判期日から判決宣告期日まで約5日の日程で行われたと思いますが、審理期間の長さについて、あるいは、審理や評議の時間、休憩の取り方についての御意見など何でも結構ですので、一言ずつお願いします。

裁判員経験者 2：最初この事件の概要を聞いたときには、すんなり終わるんだろうなと思い、審理期間が長いと感じました。しかし、最終的に4日目くらいに全然意見がまとまっていけないということもあり、評議していく上では、ちょっと時間が足りなかったのかなと思いました。

司会者：もう少し時間が欲しかったという感じが残ったということですか。

裁判員経験者 2：そうですね。もうちょっと徹底的に評議をして、もう少し納得のいくものにしたかったという気持ちがありました。どうしても宣告の時間が

決まっていたので、最後の方は、ばたばたとしたような印象を受けました。

司会者：ほかの方、いかがですか。日数の点について何か御意見ございますか。

裁判員経験者 1：私は、日数的には、こんなものかなと思いました。

裁判員経験者 3：評議については、やはり、もう少し時間をとってほしかったです。評議の中で枠の話があって、その枠の中ではこう動かすとか、動かさないとか、もう一つ、どちらの罪が重いのか軽いのかという話がありましたが、それらについては、ちょっと最後まで理解できませんでした。

司会者：ありがとうございました。

審理日数を何日にするかということは、なかなか悩ましい問題だろうと思いますが、横山裁判官から簡単にこの点、どのようにして決めておられるか御説明いただけますか。

裁判官：まず、手続的には選任手続を行う約 8 週間前には日程を決めて、候補者の方に、これだけの日数かかりますということをお伝えして、来ていただきます。裁判員にこの期間は裁判所に来ていただくという最大限の枠は、審理が始まる 8 週間前には決めないといけないということです。決めるに当たっては、事件の内容の難しさ、各裁判員がきちんと自分の意見をおっしゃって、ほかの人の意見も聞きながら話し合いをしていくための時間が必要なため、その時間を確保するというのを考慮しています。それから、証拠調べに必要な時間も確保しないと行けません。裁判員の方に見て、聞いて、分かりやすい証拠調べをしてもらわないといけないので、検察官や弁護人がどれぐらい時間が必要だという御意見も踏まえながら決めていくこととなります。さらに、何日間という長丁場になりますので、適宜、間に休憩の時間も挟まないといけません。

それから、こういうことはないにこしたことはないのですが、仮に証人が裁判所に来るのが遅れてしまい、時間がずれてしまうとか、そういったアクシデントが生じたときにも対処できるように、ある程度の遊びの部分、余裕の部分を持っておかないといけません。そういう余裕の時間も考えて、あらかじめ審

理日程を決めさせていただいています。もちろん、話し合いの中で、皆さんが、この日に言い渡すことは無理だということになったのであれば、別の考慮もあり得るのかもしれませんが。

司会者：それではあと1点、この審理の日数が、5日を超えて週をまたぐというような場合に、裁判員として職務に従事することは可能かどうかという点について御意見をいただきたいと思います。

裁判員経験者2：この日数等に関してですが、当日裁判員をされた方の中に、若くてお子様がまだ小さい方や、遠方の方がおられました。やはり、日程を決めていただいた上で、自分たちは出席できると思うので、日数が延びることになると厳しかったのかなと思います。個人的には延びても良かったかもしれないですけども、特に女性の方のケアとといいますか、子供さんがおられる方は、初日も頼むのが大変だったということを雑談の中で聞きました。また、最終日ぐらいになると、早く帰りたいという感じで、そういう部分では女性に対しては負担が大きかったのかなと感じました。

裁判員経験者3：私は、日数的には大丈夫だったんですけど、先ほど言われたみたいに、離島の方もいらっしゃるでしょうし、そういうことを考えると、やはり、余り延びるのもきついのではないかなと思います。

裁判員経験者1：私たちが選ばれたときには、そういう方はいらっしゃいませんでしたが、子供さんを松江の裁判所の近くの施設に預けてきなさいというお手紙が来てましたけれど、そういう方は初めから書類のときに外してあげてほしいなと思いました。

司会者：ありがとうございます。

最初、例えば5日の予定と決まっていて、そのように御案内して選任された場合に、実際に審理をしてみたら、もっと日数が必要だということで、じゃあ、延ばしましょうかと言っても、それは延ばすのはなかなか難しいのではないかと思います。裁判員の方全員がそれに応じていただけるというのは、なかなか

難しいと思いますが、最初から5日を超えるような日程で組まれていたとしたら、皆さんの場合、今回は参加していただけたかどうか、その辺りはいかがでしょう。例えば今回の事件、7日かかりますということで、最初から決まっていたとした場合、参加していただけたでしょうか。

裁判員経験者1：私は、せっかく選ばれたのですから、何日だろうと、お店をしています。お店を閉めて、周りの人も応援してくれていましたし、頑張ってくださいと家族も言ってくれましたので、毎日であっても、多分、頑張ったと思います。

裁判員経験者2：私も、極端な話ですけど、鳥取の裁判でしたでしょうか、100日を超えるようなものでなければ、せいぜい2週間とか、それぐらいだったら、最初に書かれていけば問題なく、また、それが早まって早く帰れるといいですか、早く終われるというのであれば、それは問題ないかなと思います。しかし、延びるといのは、やはり少し大変なのかという気がします。

裁判員経験者3：私は事前に知らされた5日間であれば可能でしょうが、それが延びる場合には、別の予定がスケジュールの中に入ってくると思いますので、その場合には、お断りするということがあると思います。

司会者：最初から、例えば、7日とかという日程だったら今回、引き受けていただけたでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。それは、引き受けたと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

次に、評議についての感想や御意見をいただきたいと思いますが、先ほども少し出たと思いますが、時間的にもう少し長い時間が欲しかったといった趣旨の御発言があったと思います。そのほかにどなたからでも、何かございますでしょうか。

裁判員経験者3：評議の中で、私も裁判をやったことがないので、加害者側に感情を移入してしまったり、被害者側に感情移入してしまったりで、何か心の置

きどころに戸惑いました。どこに自分の心を置いて、この評議をしたらいいのか、心の置きどころというのがどこにあるのか、人さまざまなので、そこに戸惑いました。

裁判員経験者 1：私は、裁判官とか裁判長たちが意見されてるところに座らせていただいていたので、どっちの意見も聞くけれども、中立でないといけない、悪いことは悪い、いいことはいい、えこひいきはないということで、相手がどう思ってるのという思いで、とにかく顔をしっかり見ていました。

司会者：評議のときには、御自分のお考え、御意見などはきちんと述べることはできましたか。

裁判員経験者 1：ええ、一応、理解していただいたか否かというのは別ですが、私は自分で思っていることは、評議室でも意見を述べさせていただいたと思います。

裁判員経験者 2：評議を進めていく中で、どうしても自分たちは何も分からないまま、的外れなことを言ったりとか、最終的に判断をしていく中で必要のない部分だったことも質問したりしました。経験した中では、これがあつた事実であつて、この事実以外はもう必要ないといったスタイルのようなものや、こういうような流れでこうなったんじゃないかというのは、大体、誰もが考えることでそのことも思うわけですが、評議の中では、あつたこと、この事実がありました、では、これに関してどうだったのか、イエスかノーかということしかやっていけないわけで、前後の背景というものは全く関係ないんだなというのを、やっていくうちに感じました。

司会者：御自身のお考え、意見などは、自分なりに十分述べることはできたかどうか、その点はいかがですか。

裁判員経験者 2：それについては十分過ぎるほどできました。

司会者：御自身のお考えは十分述べることはできたけども、全体の意見などを見ると、不完全燃焼というか、何かそんな感じが残つたということですか。

裁判員経験者 2：裁判というものを知らないのです、裁判というものはこういうものだという中で、1人が亡くなったということに関して、もう少し心情的なものが入るのかなというのと、その事件というか、事故がそこで起きるまでの経緯というか、その部分も、もう少し考慮されるのかなというように思っていました。しかし、実際に起きたことと結果と、その間は、ものすごく短く、1時間ぐらいの間の事件でした。でも、その前後には、すごく大きな背景があったので、その部分は余り考慮されずに、中心の部分だけをやっていくのだなということ、すごく感じました。そのようにしていただいたのかもしれないのですけれど、自分も生きてる中で、流れというものがあって、こういうふうであったから、こうしたというように、ただ漠然と右と左を判断したわけじゃないと思うので、その流れも含めて評議は、やっていくのかなと思っていました。しかし、殴られましたということから、そこから殴った経緯とか、そういうような感じでスタートしたので、ちょっとびっくりしたというのがあります。

司会者：そうですね。あと評議について何か改善した方がいいのではないかと、こういう点はどのように改めた方がいいのではないかと、かいった点についての御意見などございますか。

全く問題がないというわけではなくて、先ほど来、お話に出てくる時間の取り方だとか、そういった点はなお、いろいろ工夫したりすべき点はあるのかもしれません。

では次に、配布された資料について、論告とか弁論、さらに最初の冒頭陳述についてもそうかもしれませんが、そういう資料というのは、評議の際に役に立ったでしょうか。

裁判員経験者 1：私はその資料を見ながら裁判官がいろいろ部屋で分けして説明して下さったのと、両方を把握しながら検討していったので、素人の私でも納得がいく結論が出たのかなと思いました。休憩もたくさんとっていただいたので、女性の方もよかったんじゃないかなと思います。

司会者：配っていただいた資料はそれなりに役に立ったということですね。2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：ちょっとその資料がないと、多分、私たちのやったことが理解できなかっただろうし、ほとんどその資料からしか、片方の判断材料がなかったこともありますので、とても参考になりましたし、必要なものだったと思います。

裁判員経験者3：すみません。この内容とはちょっと違うかもしれないんですけど、論告と弁論もですか。

司会者：主に論告・弁論のほか、最初の段階で、検察官や弁護人がそれぞれの主張をまとめた書面をお手元に配られたと思います。もちろん、法廷でも説明はされていると思いますが、そういう書面が評議の際に役に立ったかどうか、その辺りのことです。

裁判員経験者3：役に立ち、理解できたと思います。

司会者：そうですか。

裁判員経験者3：もっと前に戻るんですけど、弁護される方から出た資料の中で、写経か何か資料が出ていたと思うのですが、それを書いているのですごく反省してますというようなお話だったような気がします。でも、その写経を見せられても、本当にそれが反省している材料なのかなというのは感じました。

司会者：今、おっしゃったのは、弁護人からの証拠として、そういう写経したものを反省していますという趣旨で出されたけれども、それを見ただけで、本当に反省しているかどうかは分からなかったということですか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：あと評議の関係では守秘義務のことが、よく問題にされることがあると思いますが、横山裁判官から、皆さんには、どういう説明をされているか御紹介いただけますか。

裁判官：どの事件でも決まった説明をしております。毎日、夕方の解散をする前

に守秘義務があるということ、特に1日目と2日目には、詳しい説明を行っております。守秘義務の趣旨、これは裁判の公正さとか信頼を確保するとともに、評議の中で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるために設けられているものであり、裁判員制度を円滑に運用するために極めて重要なものであるということです。

具体的な守秘義務の対象については、公開の法廷で出てくる見聞きした内容というのは、一般の傍聴人も知り得ることですから、基本的な秘密に当たらないということです。ただ、事件関係者のプライバシーにかかわる事項などについては、当事者が他人に知られたくないものも含まれている可能性も高いので、不必要に明らかにされないということは考えなければいけないのではないかと思います。

考えなければいけないのは、評議の秘密です。どのような過程を経て結論に達したのかという評議の経過、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたのかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決という多数決をしたのかどうか、その多数決の多数の人数は何人だったのかとか、そういうあたりについては秘密を守っていただかなければいけないということです。もちろん、裁判員の個人情報についても秘密にさせていただかなければなりません。

他方、裁判に参加していただいた感想についてお話しになるということは、全く問題がありませんということです。裁判員に選ばれたということについては、ブログだとか、そういう形で不特定の人に公にすることはできないが、日常生活の中で、家族や親しい人に話す、あるいは、上司に休暇を申請する際に理解を求め、あるいは、同僚の理解を求めるということで、裁判員に選ばれたという話をされるということは問題がありません。

それから、裁判員等での仕事が全て終わった後、自分が裁判員であったことを公にされるということ自体は禁止されていないということです。そういうあ

たりについて説明をさせていただいています。

司会者：ありがとうございます。

そういうことなんですけれども、皆さんの中で、この守秘義務については、どのように感じられているのか、そのあたりについて、何か御意見があれば、お聞きしたいと思います。今の御説明で大体納得していただいて、特に問題はないというようにお聞きしてよろしいですか。

では、この点はこの程度にして、メンタルヘルスの問題について、裁判所のメンタルヘルスに関する取組については、皆さんには、事前にパンフレットを交付してあり、そこにある程度のことは説明してあるということではありますけれども、そういったことについて皆さんから特別な御意見があれば、お聞きしたいと思います。のですが、ございますでしょうか。

裁判員経験者 1：私は、裁判員をさせていただいた後、ちょっと食事も摂れなくて、裁判のあった5日間で2キロほどやせました。それは肥っている私にしたなら、よかったなと思います。その後、傍聴に来られている方や、被告人等、いろいろな方の顔を一生懸命見ていたので、ちょっと絵の得意な私としては、みんなの顔が描けるぐらいでした。2か月ぐらい夢に出てたというとおかしいですけれども、ずっと頭にはありました。今でも、みんな顔がある程度浮びます。それは、それだけ自分が一生懸命そのことを考えてしたということで、体は大丈夫です。

司会者：そうですね。特に体調を崩されたということはなかったとお聞きしてよろしいのですか。

裁判員経験者 1：体に支障があったわけじゃなくて、もう体重も戻ってしまって、大丈夫です。

司会者：そうですね。ほかの方、よろしいですか。

それでは、最後になりますけれども、これから裁判員になられる方々へのメッセージを一言ずつお願いできればと思います。

裁判員経験者 3：最初にはがきが来たときには、本当に何か嫌がらせのはがきが来たのかなと思って、お断りしようと思っていました。どうしようか、どうしようかと悩んでいましたけど、実際にこうやって裁判員を経験できるというのは、誰でもできないような体験だと思います。そういった体験ができるというのは、一つの私の人生の中で貴重なものだと思いますし、また、そういうところから逃げないということも、何かの縁だと思いますので、受けて、今はよかつたなと思ってます。あと、いろいろな世代や性別の方が来て、一つの答えを導き出すという過程や、裁判長の導き出し方というのも、すごく勉強になりましたし、裁判というものがどういう経過を経て結果を出していくものかということも非常に勉強になりました。

司会者：そうしますと、今後裁判員になられたら、そういう方にはやはり、やっていただきたいとお聞きしてよろしいですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。2番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者 2：ほんとに貴重な体験をさせていただきまして、先ほども言われたように、めったになれるものでもないし、経験はしていただきたいと思いません。

それに加えて、最近、いろんな事件が多く、裁判員を経験することによって、自分がこういうことをしちゃいけないとか、やってきたことがどれだけ重かったのかということも、多分分かると思います。裁判員を経験することで、その当事者の状況などを想像し、いろいろなことを考えるというのは、とても重要なことだと思いました。できればもうちょっと若年層などにも経験してもらい、いろいろ学ばれる場としても、とてもいいのかなと思いました。

裁判員経験者 1：私も選ばれて、お礼が言いたいぐらいの経験をしました。こんなに素晴らしいものを経験させてもらうことは、もう二度とないと思うので、今回の通知もすぐに返事をさせていただきました。周りの若い方や、これから

選ばれる方にも、裁判員候補者に選ばれたら是非やりなさいと言いたいです。裁判員を経験して、自分の宝となるくらい人間が変わりました。危険運転致死の事件を担当しましたが、周りの人にも少し気をつければ、事故は回避できるということ、車はたくさんの人間を一度に殺せる武器となる可能性もあるから、運転するときは、そのことを意識して乗りなさいといったように、自動車学校の先生のように説明しています。

司会者：どうもありがとうございました。

次に検察庁と弁護士会からそれぞれ質問事項が寄せられております。検察庁からどうぞ。

検察官：まず、この場をお借りしまして裁判員という重責を果たされた皆さんの御苦勞に心から敬意を表したいと思ひますし、本日、貴重なお時間をいただき、こうした忌憚のない御意見を伺って我々も非常に参考になったということ、心から感謝申し上げたいと思ひます。

検察庁が事実を立証していくということで、事実についてはこういうものですということを冒頭陳述や論告で皆さんに分かっていただくため、イラスト等をいろいろと交えながら行っています。皆さんが今回、御経験されて、こういった点をもう少しこうしたらよいというところがありましたら、今後の参考にしたいと思ひますので、お聞かせ願ひたいと思ひます。

裁判員経験者 2：改善というわけではありませんが、途中にも言ひましたが、事件を誇張するのではないですけど、ああだったのではないのかとか、そういうふうに、自分たちの気持ちをそっち側に持っていこうと、犯罪者が悪いというように持っていく方ばかりが強調されるときもありました。そうではなくて、事実がこうであったってということだけで、できれば終わらせていただけるとよいと思ひます。過度になると、ストレスといひますか、自分たちもそういうように、どんどん言葉で聞いて、頭の中で映像がイメージされていくのは、あまりよくないことだと思ひます。そういうところがストレスになるんじゃないかと

思います。例えば、殴ったにしても、平手打ちしたのと、グーで殴ったのというように言葉でどっちですかと聞かれると、どちらも想像したりするので、そういうイメージを持たせるよりも、事実はこちらだよねというように、言葉を荒げたりするのではなくて、やっていただけた方が、ストレスを感じることは少ないのかなと思います。裁判員となると、切られた部分を見なくてはいけないのではないとか、遺体を見なければいけないのではないとか、そういうイメージを持たれる方がたくさんおられたので、そういう部分が少しでもないというように伝わっていけば、もう少し皆さんも参加しやすくなるのではないかなというように感じました。

司会者：ほかにどなたかございますか。よろしいでしょうか。では、次に弁護士会の方から。

弁護士：今ので一緒に答えられたかなと思うんですが、論告・弁論とかで、改善点とかお聞きしたかったんですが、そもそも論告・弁論、弁論がなかったら自分の意見が違っていたかもしれないとか、そういうので役立っていたかどうかとかいう視点から御回答いただければと思います。

裁判員経験者 3：私は裁判を通じて感じたかったのは、やはり、被告人の反省ですね。起こしてしまった結果に対しては、反省しているのですが、それまでの小さな生活の改善とか、この人は本当にこれから社会に出てきてから立派な人になって更生して出てこられる、過去を反省しているというところについては、最後まで確信できなかったような気がします。過去の生活態度というのも非常に重要ではないかなと思っているので、そういうところについては、裁判には関係ないかもしれませんが、そういう気がしました。

弁護士：そういうところも弁論などで、もう少し説明してあげたらよかったですのではないかということですか。

裁判員経験者 3：そうですね。本当に反省してるかどうかって分かりませんでした。ただ、受け取り方が悪いのは私だけかもしれませんが、どうしても量刑を

軽くしてあげるような弁護の仕方、そして、検察側については、その量刑を上げてあげるような内容というのが、少し見受けられました。

司会者：そうしますと、被告人は反省してると、あるいは弁論ではそういうように述べられていたけれども、それがそのまま伝わってこなかった、額面どおりには受け取れなかった、そういうことになりますか。

裁判員経験者 3：こういうふうに発言してくださいねと言われているかどうか分かりませんが、そうではないかなというような気がしました。

司会者：そういうことですか。ほかにどなたかございますか。

裁判員経験者 1：私も車の事故だったのですが、被告人が反省されていないから怒っているのだというのが、まじまじ分かりました。普通、しゃべっていると、目で訴えて自分の声でしゃべっているのだから、謝罪しているのだったら謝罪してるように見えると思います。もう少しはっきりごめんなさいと言えば本当にごめんなさいと言っているように見えると思います。しかし、被告人の目はうろろろしているなど、被告人にとって事故が起きたことはもう済んでしまったことのように思われていると感じました。家族は許してやれと言っているし、相手は本当に反省していないと言っていました。被告人は、刑が決まって反省しているのかもしれませんが、重々反省して、今後社会へ出たときに、もう一回一から責任を持った人間になってほしいなって感じました。

司会者：貴重な御意見をいろいろとありがとうございました。今後の裁判員裁判の運営を検討するに当たって、参考にさせていただきたいと思います。

最後になりますが、島根県司法記者クラブからの質疑応答に移りたいと思います。初めに代表質問をお願いします。

幹事社：まず、各社を代表して質問させていただきます。

議論の中で出てきたお話もあると思いますが、それにつけ加えたいこと、強調したいことがあればお答えいただきたいと思います。まずは、裁判員になって負担に感じた点があるかどうか、それから、裁判員の制度で分かりにくかつ

た点は何か、また裁判員を経験されて現在の生活で役立っていることがあれば、教えてください。

裁判員経験者 1：私はさっきから言ってるように裁判員に選ばれたときは、選ばれたからには責任を持って、今まで生きてきた人生で、いい仕事というのではありませんが、自分で思ってることは全部言わせていただきました。裁判員の経験は、本当に宝くじが当たったほどのご褒美でした。周りの方たちもいろいろなことを相談に来られるのですが、今までだったら、こうだよと言っていたことが、いや違う、もう一つこっちを考えたら、反対だったら、こうではないのかとか、そういう意見が、80歳くらいの人にでも言ってあげられる、何か自分がもう一人いて、ああよく言ったというのか、本当にすごく自分が変わりました。周りの人も、随分意見変わったよねと言われました。それは、この裁判員を経験させていただいて、すごくよかったのではないかと思います。だから、いただいたバッジは宝物になっています。

裁判員経験者 2：特に負担に感じたということは、仕事上のこともあるかもしれませんが、ないです。

それと、守秘義務をものすごく重たく考えていたのですけれども、そうでもないという部分も少し感じた部分があります。人の意見を聞いたことに関して、自分の意見を言う、その部分が隠さなければいけない部分だろうなというように、自分の中で理解しています。法廷で見聞きしたことに関しては、何を言ってもいいとはいかないですけど、ある程度何を言ってもいいと理解しています。裁判員はいい経験だったと思います。

それで、裁判員を経験した後、自分が変わったかということ、やはり、先ほどもちよつと言いましたけれども、事件が起きるといのは、感情的になったり、ほんの小さな部分を我慢すれば、起こらないようなことだったのだろうなということが多々あって、その部分が自分の中では生きていて、抑止ではないですけど、止まるというか、こんなことに腹を立てても仕方がないなというような

部分と、これで自分が怒って何かをしたときに、あの場に行って、ああいう思いをしなけばいけないぞというのがあると、気分的にといいますか、気持ち的に余裕が持てるようになったのは事実です。

裁判員経験者 3：負担に思ったというのは、先ほどもちょっとお話ししたんですけど、私のように法律の勉強も何もしてない者が、何も分からないのに人を裁いてもいいのかどうかという、裁判に出ていいのかどうかというのが、少し負担に思いました。

それと、私は仕事の方では、幾分か時間に自由が利くので、それについては余り負担とは思っていません。

あと、よく分からなかったことは、やはり何回も言っていますけれど、どちらの罪が重いのかという、こっちの罪と、こっちの罪があつて、ではどっちの罪が重いのかと言われても、なかなかその判断に苦しみました。そういう選択を迫られるときがありました。それが分かりませんでした。

あと、この量刑の枠というのがあつて、枠を大きく動かすものなのか、小さいものなのか、その枠の中で動くものなのかというところに対しては、あまりよく分かりませんでした。最後まで理解できませんでした。理解できたのは、過去の量刑を見て、その枠というものは何なのかというのが頭の中で整理されてきたら、何となくその枠というものが理解できました。

あと、私のときは、裁判長はいろいろな年代や性別の方もいらっしゃる中で、非常にうまく進行されていたということです。コミュニケーションもよかったし、みんなが自由に意見が出せるという雰囲気がありました。そういう雰囲気づくりや、一つにまとめる、議論していく流れというのは非常に勉強になりました。

幹事社：もう一点、これは、意見交換の中で出てきた話なので、付け加えがあれば、お答えいただきたいのですが、この経験を踏まえて今後の裁判員制度への注文、改善してほしい点がありましたら、教えてください。

裁判員経験者 2：先ほどから枠という話が出ていましたが、私もその枠についての疑問が大きくて、一番最初に述べた不完全燃焼というか、そういう部分というのは、前例を見ますか、見ませんかと言われたときの判断で、見ますと言ったときに、その枠というか、動かせる範囲だったり、刑の重さというものが、前例というものに縛られているのではないかと感じた部分が大きくて、裁判員制度というものがあるのであれば、前例になるべくとらわれずにとっては変ですけれども、その目の前にあるものに関して一步踏み出して判断をすれば、常々その前例は関係ないというようになると思います。そのとき、そのときで、一個、一個判断をしていけば、いいのではないかというように感じました。どうしても、前の判決をした裁判員、裁判官を否定する形になってしまうようなイメージを持ってしまいますが、ずっと生きてきた人間性とかも加味して、この人にはこれぐらいの刑が妥当だというように判断をする方がいいのではないかなというように感じました。だから、変な話ですけども、前例を見ることになるのと、ほとんど出来レースではないですけど、ここにはめ込むという形があって、それにまで持っていく裁判の日数が決められているという形に少し思えてしまった部分があります。

裁判員経験者 3：御説明もあったと思うんですけども、心の置きどころというのは、弁護される方、検察の方からのいろいろな意見を聞くと、常に揺れ動いてしまって、どこに心を置いたらいいのか、この裁判でどういうふう to 人を裁くのかというのが最後まで戸惑いました。

司会者：では、個別質問がある社は、挙手をしていただけますか。

A社：途中の意見交換の中で意見がなかったところで、一つお聞きしたいところがあるのですが、調書だけではなく、証人が必要ではないか、証人と調書とのつり合いということに関する質問で御意見がなかったのですが、裁判の分かりやすさを考えた上で、証人の方に出てきていただいてしゃべってもらうことと、書面を検察官が読み上げるのでは、分かりやすさに違いがあると思うのですが、

その点に関して御自身が経験された裁判で思われたことがあればお答えください。

裁判員経験者 3：私のときは、一緒にお酒を飲んでいた方が、被告人がどのような状況だったかということ証言されたのですが、そのときに、さっきも言ったのですが、被告人が、すごく酔っていた、泥酔していたという表現をされたのですが、被告人の人物像を悪く見せるような表現がすごく多かったような気がしました。それについては、我々経験のない者というのは、片方からその人物像をつくり上げてしまうような気がしました。

司会者：そうすると、その証言だけ聞いていると、必要以上に悪く受け取ってしまう可能性があるのではないかという御趣旨ですか。

裁判員経験者 3：そうですね。事件そのものよりもその人物像をつくってしまうと思います。その出し方もちょっとどうかなというところがありました。

司会者：そうでしたか。

ほかにどなたか御感想などございますか。

裁判員経験者 1：証人の方は、鑑定人で車の専門の方でしたが、私も運転しますので、それに関していろいろ、そのときどうしたらいいとか、私だったらこうするとかいう意見を言わせていただきました。証言はすごく分かりやすかったです。鑑定人からは、計算数値とかが証言されましたが、それについては専門でないので分からないところもありました。ただ車というのは、皆さんも乗られる身近なものですから、鑑定人の証言も理解できるところも多く、自分の意見を述べたり、人の意見を聞いたりした上で、証言と合わせ考えると納得することができました。

司会者：証人尋問が非常に分かりやすかったということですか。

裁判員経験者 1：はい、だから、もし自分がその立場になったら、こうしようという結論を出すぐらいまで、私は質問させていただきました。私の事件は、相手の車にぶつかって相手が亡くなったのですが、私だったらその人が亡くなる

方向にいかない回避の仕方をしようとか、そこでそのときはこうするなど、家に帰って家族とも話をして、決められるぐらい質問して、教えていただきました。

司会者：ありがとうございます。

ほかに個別質問はよろしいですか。

それでは、最後になりなりますが、本日は、長時間にわたり、貴重な御意見を聞かせていただきまして本当にありがとうございました。本日伺った意見を参考にして、よりよい裁判員裁判が行われるよう我々も努力してまいりたいと思います。

裁判員経験者の皆様におかれましても、周りの方に対して裁判員裁判に参加された感想等をお話しただいて、裁判員裁判に参加することへの不安や負担感、こういったものを和らげて、よりよい裁判員裁判が実現できるように御協力いただければと思います。

本日は、ありがとうございました。